

税務Q&A



中小企業等の事業承継を後押しする税制改正等について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷 比呂史

(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



私は、ある会社の社長兼大株主です。高齢により引退を考えているものの後継者が見つからず、大きな上場企業から、一定の金員とその上場企業株式とを対価として会社を譲ってもらえないか、と申入れを受けています。その企業は、高い配当を出していますので、毎年定額のお金が入ってきてのんびり暮らせるなら、と心が動いているところです。ただ、譲渡時には、一定の金員が手に入るとはいつでも、纏まったお金が入ってくるわけではありませんから、その時点で高額な譲渡課税が発生しないか心配です。当社株式譲渡時点で譲渡課税が発生するのでしょうか。



税制上適格か非適格かで、答えが変わります。

1. 株式交換？ 現物出資？ 株式交付？

一口に相手の株式を対価として受け取って会社を譲る、と言っても、実は、その法形式は様々で、法形式が違えば、税制上適格となる要件も変わってきます。

そこで、相手企業が、どのような法形式で貴社を譲り受けようとしているのか、聞いてみましょう。

買収側会社の株式を対価とする組織再編については、株式交換という会社法上の制度が、以前からありましたが、完全親子関係の構築を想定とした制度であることから、円滑な承継のために、貴方が、承継後も少数株主として貴社に残りたい、という場合には使えない、ということになります。

また、会社法上の現物出資という制度を利用するやり方もありますが、原則として裁判所によって選任された検査役の調査が必要となるなど手続的な負担が重すぎる上、一定の場合に、貴方が、追加で財産を拠出させられるリスクもあります。産業競争力強化法による特例措置によって、この現物出資に関する規制を免れる方法もありましたが、主務大臣の事前認定を受けなければならない等、やはり手続が煩雑でした。

そこで、比較的煩雑でない手続で、自社株式等を対価とした買収を行いたい、子会社にはしたいが完全子会社にまではしなくても良い、という買収側企業のニーズに対応する形で、売り手の会社の株主の株式を、自社株式等を対価として買収する、株式交付という制度を新設する会社法改正

がなされ、同改正は、本年3月1日、施行されています。この株式交付では、売り手側は、貴社ではなく株主である貴方個人が取引主体となるので、貴社において株主総会の特別決議等は不要ですが、貴社が非公開会社の場合は、貴社における株式譲渡の承認手続は必要となります。

2. 円滑な組織再編を阻害しない税制～適格or非適格～

前記1で言及した株式交換等でも、従来から、会社の組織再編に当たっては、税制上適格(＝一定の要件を充たす)となれば、買収時点での譲渡損益を認識しない(＝譲渡課税を繰り延べる)措置が用意されていました。しかし、買収対価に僅かでも現金を含めただけで、税制上非適格となって、買収時点で譲渡損益を認識(＝譲渡課税が発生)してしまう、という使い勝手の悪さがありました。

これに対して、新設の株式交付においては、他の要件を充たす必要はあるものの、買収対価に一定割合(2割)までは、金銭などの買収側企業の株式以外の財産を含めても税制上非適格とならない等、対価についてやや柔軟な取扱いを許容する税制上の措置が、今年度の税制改正で新設されています。

ご相談のケースでも、税制上適格となれば、貴方が、貴社株式を譲り渡して相手企業の株式を受け取った時点では譲渡課税は発生せず、受け取った相手企業の株式を将来譲渡したときにはじめて譲渡課税が発生する、ということになりますから、将来受け取った譲渡代金を納税資金に充てれば足ります。

ただ、組織再編に際しては、採用する法形式によって、適用される法規制も異なれば、税制上適格になるか否かの判断のポイントも変わってきます。

これらの判断は、一般の方には事実上不可能ですから、気軽に考えず、税理士等の専門家の判断を早めに仰いでおくことをオススメします。

3. 後継者探しも税理士に

ところで、貴方は、後継者を見つけられないということでしたが、税理士会は、税理士関与先中小企業等の後継者探しを支援するため、「担い手探しナビ」という会員向けサイトを運営しています。

事業承継に悩まれておられる中小企業等の皆さんは、まずは税理士等の専門家にご相談ください。